

会員個人事業主のみなさま 決算のご相談は商工会議所へ

「任せて安心」
「秘密厳守！税理士常駐」

本所では、個人事業主の方を対象に1年の締めくりである決算相談会を今年も開催します。ベテランの税理士と本所経営指導員が対応します。お気軽にお越しください。なお、非会員の方は、下記までお問合せください。

日時：3月14日(火)まで

①午前9時30分～11時 ②午後1時30分～4時

会場：泉大津商工会議所

本所は新型コロナウイルスの感染予防対策に取り組んでいます。
当日のご滞在時間短縮のために、売上・仕入・経費の集計作業は、
済ませてから来所ください。

ご持参いただく書類等

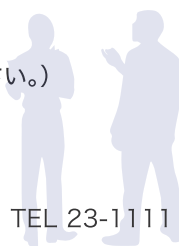
- 税務署から送付されてきた決算書等又はe-TAXのお知らせハガキ
- 令和2年・令和3年分の確定申告書・決算書
- 令和4年分の(帳簿)売上・仕入各経費科目の金額
- 令和4年中に受け取った支援金や給付金の金額
- 令和4年中に支払った国民年金保険料の控除明細書または領収書
- 令和4年中に支払った国民健康保険料・介護保険料等(ご不明な場合は市役所へお問い合わせください。)
- 小規模企業共済等の控除証明書
- 公的年金・給与等の源泉徴収票・医療費控除の明細書
- 個人番号(マイナンバー)※扶養家族・専従者含む
- 認印

各種支援金・給付金等の計上はお忘れなく！

経営セーフティ共済 確定申告書に「特定の基金に
対する負担金等の必要経費算入に関する明細書」の
貼付が必要！

！
なお、消費税の申告をされる方は、8%分
(軽減税率対応分)と10%分に分けてそれ
ぞれ集計をお願いします。

【問合せ】本所経営支援課 TEL 23-1111



無担保・無保証人・保証料なし **会員限定**

「マル経融資」ご存知ですか？

マル経融資は、小規模事業者の方々が経営や技術の改善を図るため、経営の合理化や設備に必要な資金を担保も保証人もなしに低金利で融資する国の融資制度です。

【対象者】泉大津市内で商工業を営んでおり、最近1年以上継続して営業実績がある方。

※指導実績・規模・居住・業種・納税など要件に制限がありますので、一度問合せください。

【貸付限度額】2,000万円

【貸付期間】運転資金7年、設備資金10年以内

【金利】1.18%(令和5年2月1日現在)

さらに、泉大津市の中小企業事業資金利子補給制度を受けることができます。対象資金の融資額内で最高500万円まで、返済利率の内、年1%以内(事業主が泉大津市内に住所を有しないときは、0.5%以内)の補給が受けられます。まずは本所にお電話ください。

【問合せ】本所経営支援課 TEL 23-1111

労働基準法改正

2023年4月1日から

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます

改正のポイント ▶ 中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)				(2023年4月1日から)			
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% (2010年4月から適用) 中小企業は 25%				月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引き上げ			
1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間				1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間			
		60時間以下	60時間超			60時間以下	60時間超
大企業		25%	50%	大企業		25%	50%
中小企業		25%	25%	中小企業		25%	50%

◆ 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。(労使協定の締結が必要になります)

時間外労働(残業)をさせるためには36協定が必要です！詳しくは右記QRコードからご覧ください。



泉大津税務署からのお知らせ

申告書は、国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」で作成して
送信(提出)することをお勧めします。

▶ e-Taxの使い方(操作方法)等

e-Tax・作成コーナー
ヘルプデスク
(全国一律市内通話料金)
TEL 0570-01-5901

www.keisan.nta.go.jp

確定申告

スマホ申告がおすすめです！

スマホはこちらから

【入力方法などの動画のご案内】

